

## 霞ヶ浦導水訴訟差止訴訟の和解成立を受けての弁護団声明

本日、霞ヶ浦導水事業の差止を求める民事訴訟について、東京高等裁判所において和解が成立した。

この訴訟は、茨城県・栃木県を流れる那珂川及び茨城県の涸沼に漁業権を持つすべての漁業組合が、2009年3月に霞ヶ浦導水事業（那珂樋管）の建設・使用の差止を求めて提起したものである。

和解条項では、まず、国が霞ヶ浦導水事業の実施に当たり、那珂川水系での漁業に配慮し、漁業組合の意見を尊重することをうたっている。

そのうえで、本格運用を開始するまでの間、国と漁業組合の意見交換の場を設置することとし、意見交換の場の実施要領を定めた。意見を聴取するための専門委員会の設置も決まっている。

さらに、本格実施までの運用方法として、以下のような取り決めをした。

- (1) 毎年10月1日から翌年1月末までの間、毎日午後6時から翌朝午前8時まで、那珂川からの取水を停止する。
- (2) 霞ヶ浦から那珂川への送水については、国は、少量の試験送水を行い、モニタリングを実施しながら、那珂川水系の漁業に影響を与えない方法を検討し、段階的に実施する。ただし、緊急やむをえない場合の送水は別とする。
- (3) アユ・サケ、ヤマトシジミに関して、モニタリングの調査地点、調査項目、調査時期、調査頻度を定めた。

本件訴訟の目的は、アユの漁獲高が日本一多いなど豊富な漁業資源を誇る那珂川・涸沼の環境の悪化を防ぐことにあった。ことに、漁で生計を立てている組合員にとっては切実な問題であった。

上記の和解条項は、那珂川・涸沼の漁業資源に影響の生じることを防ぐための当面の運用方法と、今後の協議の仕組みを取り決めたもので、本来工事着工に当たり、国が漁業組合に提案すべきものであるが、漁業組合及び弁護団としては、これに従う限り、霞ヶ浦導水事業による漁業への影響を防ぎ、本件訴訟の目的を達成しうるものと判断し、和解に応じたこととしたものである。

特に、夜間取水停止期間を従来の国の計画より2ヶ月長くしたこと、漁業組合の意見を取り入れた内容のモニタリング検査を国の費用により定期的を実施することを取り決めたことは、漁業組合の主張立証を反映したものであり、本件訴訟の重要な成果といえることができる。

この訴訟に関心を寄せ、ご協力・ご支援いただいたすべての方々に深く感謝するとともに、和解の成立に向けて尽力した関係者に敬意を表するものである。

われわれ弁護団は、この和解の成果を生かし、その適正な履行が確保され、那珂川水系の豊かな自然と漁業資源を将来にわたって守り抜けるよう、漁業組合を支え、今後も努力を続けることを表明する。

2018年4月27日

霞ヶ浦導水差止訴訟弁護団